

「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」

ガイドライン改訂の経緯と要点

歯科医師の医科麻酔科研修については、平成14年に「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて」（平成14年7月10日付け医政医発第0710001号・医政歯発第0710001号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知）を発出した後、平成20年に「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインについて」（医政医発第0609002号・医政歯発第0609001号厚生労働省医政局医事課長及び歯科保健課長連名通知）のとおり見直しを行ったところである。その後、平成20年の改訂から「歯科医師の医科麻酔科研修実施状況調査分析事業」報告書や「歯科医師の医科麻酔科研修等に関する検討会」報告書において指摘された問題点を改善すべく、令和8年に再度改訂を行うこととした。令和8年の改訂では、(1)患者への説明と同意取得の方法・内容の見直し、(2)研修目的の明確化並びに研修期間及び継続研修の設定、(3)医科麻酔科研修のためのe-learning受講システムの構築及び(4)医科麻酔科研修の登録システムの見直し等を行った。

第1 趣旨

国民に対する安全で質の高い歯科医療の推進に資するため、歯科医師の医科麻酔科における研修は重要であるが、研修といえども、診療行為を伴う場合には、法令を遵守しながら適正に行う必要があり、特に歯科及び歯科口腔外科疾患以外の症例に関する行為に関与する場合については、慎重な取扱いを期するべきである。本ガイドラインは、こうした観点から歯科医師の医科麻酔科における研修の在り方に関する基準を定めるものである。歯科医師の医科麻酔科研修の目的は次のいずれかとする。

- 1) 歯科患者の全身管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。
- 2) 歯科患者の麻酔管理に関する知識と技能を身につけた歯科医師を育成するため。

第2 研修実施に当たっての基準

1) 研修施設

研修施設は次のいずれかとする。

- (1) 公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科認定病院
- (2) 公益社団法人日本麻酔科学会が認定した麻酔科指導医、麻酔科専門医又は一般社団法人日本専門医機構が認定した機構専門医が常勤する歯科大学・歯学部附属病院
上記のいずれの施設であっても、当該病院長が受け入れを承認し、麻酔科の代表となる麻酔科専門医（以下、「麻酔科の代表専門医」という。）が受け入れの承認及び研修管理を実施し、研修指導者が研修の直接的な指導を行うこと。

2) 研修指導者

研修指導者は、次の条件のすべてを満たす医師であること。

- (1) 公益社団法人日本麻酔科学会が認定した麻酔科指導医、麻酔科専門医、麻酔科認定医又は一般社団法人日本専門医機構が認定した機構専門医
- (2) 歯科医師の医科麻酔科研修のための「研修指導者向けe-learning」を受講していること。（別添資料「歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ」を参照のこと。）

3) 研修を受ける歯科医師

研修を受ける歯科医師は、次の条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 歯科医師臨床研修を修了した歯科医師（2年間の研修プログラムに参加している者については、最初の1年間の研修を修了した者）。ただし、歯科医師臨床研修制度の必修化以前に歯科医師免許を受けている者は歯科医師臨床研修修了者の登録を受けた者とみなされること。
- (2) 研修を希望する歯科医師が所属する診療科等の長（以下「診療科等の長」とする。）が別紙1によって当該歯科医師の歯科麻酔学に関する研修歴、臨床経験及び知識・技能の評価を記録し、研修開始前に研修施設の麻酔科の代表専門医に申請して、麻酔科の代表専門医の承認が得られた者。なお、診療科等の長は「診療科等の長向けe-learning」を受講していること。（別添資料「歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ」を参照のこと。）
- (3) 研修を希望する歯科医師が所属する施設の長及び研修施設の長によって当該歯科医師の医科麻酔科研修の実施が承認された者。
- (4) 歯科医師の医科麻酔科研修のための「研修歯科医師向けe-learning」を受講していること。（別添資料「歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ」を参照のこと。）
- (5) 研修を受ける歯科医師個人を被保険者とする歯科医師賠償責任保険に加入していること。

4) 研修方法

- (1) 研修を受ける歯科医師は、当該歯科医師の研修開始時には所定の方式によって必要な事項の登録を行い、研修修了時にはインターネットを通じて研修施設の麻酔科の代表専門医に報告を行うこと。（別添資料「歯科医師の医科麻酔科研修実施の流れ」を参照のこと。）
- (2) 研修施設の麻酔科の代表専門医は、当該歯科医師の研修開始時の登録内容と、研修修了時の報告を確認すること。
- (3) 当該研修症例における麻酔の責任担当者は研修指導者であり、原則として麻酔記録上の筆頭者となること。
- (4) 別紙2に定める研修項目とその水準に従い、研修指導者が必要な指導・監督を行うことにより、適正を期すること。
- (5) 研修実施に当たっては、必要に応じて、別紙2に定める水準よりも厳格な指導・監督を行うなど、患者の安全に万全を期すること。
- (6) 研修期間は1年以内とする。ただし、通算2年を超えない範囲で延長又は再度研修を行うことができる。その場合には、登録の更新又は再度登録を行うこと。
- (7) 知識及び技術の取得・更新のために通算2年以上の研修期間が必要な場合は、研修目的を明確化し、研修の到達目標を設定した上で、年間60日以内の研修を行うことは差し支えない。その場合であっても、登録の更新又は再度登録を行うこと。

5) 患者への説明と同意

研修施設では、以下の手順に従って、歯科医師が研修の目的で麻酔行為に参加すること

を説明し、文書での同意を得ること。

- (1) 医科麻酔科研修の目的や趣旨等に関する説明書を提供した上で、患者にその内容を説明し、研修に同意するか否か熟慮する機会を与え、文書での同意を得る。説明書及び同意書は、別紙3及び4-1、4-2の内容に準じたものであれば、各研修施設が独自で作成したものを使用して差し支えない。
- (2) 原則、患者本人の意思を確認するが、未成年者や意思疎通が困難な者など同意能力が不十分な場合には、親権者や保護者を含めた代諾者に説明をした後に文書で代諾者の同意を得る。
- (3) 医科麻酔科研修の同意は、患者の自発的な意思に基づくものであり、拒否の自由を妨げないように留意する。また、一度同意した場合であっても自由に撤回できることも文書で説明をする。